

定額減税 を補う 不足額給付

「不足額給付」とは？

定額減税および2024年度に行った「当初調整給付(見込額をもとにした給付)」の額に不足があることが判明した場合に、その差額分を追加で給付する制度です。詳細は市HPへ。



対 2025年1月1日時点で本市に住民登録があり、次の[不足額給付1]または[不足額給付2]に該当する人

申 10月31日(金)までに申請書類を給付金コールセンター(市役所本庁舎3階)に提出。

不足額給付1

当初調整給付の算定に際し、2023年分の所得等をもとにし、2024年分の推計所得税額を算定していることなどにより、実際に受け取るべき給付額に“差”が出た人

<対象となる例>

- 2023年よりも2024年の所得が減少したため、推計所得税額よりも実際の所得税額が少なくなった
 - 2024年中に子どもの出生等の理由により扶養家族が増えたため、所得税の定額減税可能額に変更があった
 - 当初調整給付金の算定後に税額の修正があり、住民税が減少した
- ⇒該当すると思われる人には、原則、市からお知らせを送付します。8月中旬に届かない場合は問合せください。
- ※2024年度の住民税が他市区町村で課税されており、2025年度に本市で課税される人については申請が必要となる場合があります。

不足額給付2

次の3つの条件をすべて満たす人

- ①本人として、2024年分所得税・2024年度住民税所得割の定額減税前税額が0円で、定額減税の対象外である
 - ②税制上、扶養親族に該当しない(青色・白色の事業専従者や、所得が48万円を超える人)
 - ③2023、2024年度の「物価高騰対応重点支援給付金(7万円または10万円)」の対象外である
- ⇒該当すると思われる人は、申請書類(市HPで配布)を給付金コールセンター(市役所本庁舎3階)に提出。

<対象となる例>

青色または白色の事業専従者

例 **世帯**

個人事業主

- 個人事業主
- 個人住民税所得割課税者

☑ 定額減税の対象
1人(本人)×
(所得税3万円+住民税1万円)
=4万円

個人事業主の配偶者

- 配偶者の事業専従者
- 年間給与概ね100万円以下
- 所得税、個人住民税ともに非課税

☑ 所得税、住民税ともに課されない
→本人は定額減税の対象外

☑ 事業専従者
→配偶者の定額減税においても扶養親族等にならない

税法上、専従者は扶養できない

個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

→ **配偶者** が不足給付額2の給付対象となる

年間所得が48万円を超えており、扶養に入れなかった人

例 **世帯**

父

年金収入158万円～概ね170万円以下、所得税・住民税所得割非課税

- ☑ 年金収入により合計所得48万円超
→子の定額減税において扶養親族等にならない
- ☑ 所得税、住民税ともに課されない
→本人は定額減税の対象外

子

個人住民税所得割課税者

- ☑ 定額減税の対象
2人(本人と配偶者)×
(所得税3万円+住民税1万円)
=8万円

所得超過のため、父を扶養できない

子の配偶者

収入なし、非課税

- ☑ 所得税、住民税ともに課されない
→本人は定額減税の対象外
- ☑ 定額減税対象者の配偶者
→減税対象人数に含まれる

→ **父** が不足給付額2の給付対象となる